

## 4 2 危険物取扱者免状の書換えについて

危険物取扱者免状の書換えはお済みですか？

危険物取扱者免状の交付を受けている方は、免状の記載事項に変更が生じたときは、書換えの手続きを行う必要があります。

### 1 写真の書換え

免状に印刷された写真は、**過去10年以内に撮影した写真**でなければなりません。

そのため、現在お使いの免状が交付されてから10年が経過する前に、書換えの手続きが必要になります。写真の有効期限は、免状の写真の下に記載されています。

※ **書換えの申請窓口は、居住地、勤務地又は免状の交付を受けた都道府県**です。

### 2 その他の書換え

免状の記載事項（本籍、氏名等）に変更があった場合は、書換えが必要です。ただし、次の場合は、書換への必要はありません。

- ・ 同一都道府県内の本籍の変更
- ・ 現住所の変更

※ **書換えの申請窓口は、居住地、勤務地又は免状の交付を受けた都道府県**です。

### 3 その他（免状の再交付）

免状を亡失、滅失、汚損又は破損した場合には、再交付を受けることができます。

※ **再交付の申請窓口は、免状の交付又は書換えをした都道府県**です。

<手続きの詳細は、こちらを御覧ください。>

危険物取扱者免状の書換え及び再交付の御案内（消防課ホームページ内）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0404/kikennbutumenjyou-kakikae.html>